

減免団体一覧（検討部会案）

2009/11/27

施設名	担当課	減免団体の考え方
市民会館	市民活動推進課	減免団体無し
福祉文化会館		
市民総合センター（消費生活・労働・教育センター部分を除く）		
生涯学習センター	市民学習課	
コミュニティセンター	市民活動推進課	「コミュニティセンター管理運営委員会」構成団体等
地区公民館	市民学習課	※コミュニティセンターと公民館の減免団体を統一するべく調整中
校区公民館		
いのち・愛・ゆめセンター	各あいセンター	「コミュニティセンター・公民館の減免団体」＋「地域に密着した人権問題解決を目的とした団体」
障害福祉会館 障害福祉センター（貸室）	障害福祉課	5人以上の市民で構成される①障害者の比率が半分以上、または②障害者の家族の比率が半分以上の団体
男女共生センター	男女共同参画課	男女共同参画社会推進登録団体
消費生活センター （市民総合センター内）	市民生活課	消費者団体及び生活協同組合
労働センター （市民総合センター内）	商工労政課	労働組合等
教育センター （市民総合センター内）	教育政策課	学校教育法の趣旨を踏まえた団体（社会教育法の関係団体は除外する）
青少年センター	青少年課	10人以上、会則等を必要とする、団体区分は「青少年団体」と「一般団体」の2区分とする、などの方向で検討中。
運動広場	スポーツ振興課	スポーツ少年団等、青少年関係団体
市民体育館		
都市公園内グラウンド等		
	公園緑地課	